

## お年寄りに係る医療費とは…

- 1 対象となる医療費 → 領収書が必要！！
  - (1)あん摩、マッサージ指圧師、接骨院等に対して支払った治療費
  - (2)治療のために支払った薬代
  - (3)老人保健施設の利用料
    - ①食費又は食事料
    - ②特別食料、特別食加算又は加工食加算
    - ③室料、個室料、2人室料又は室料差額（個室等の特別室の使用料については、診療又は治療を受けるためやむを得ず支払われるものに限る。）
    - ④入浴料又は入浴代
    - ⑤通所者の長期間デイ・ケアに係る老人保健施設療養費を超える費用
  - (4)訪問看護サービスに対して支払う利用料
    - ①基本利用料
    - ②平均的な時間をこえる訪問看護の費用
    - ③時間外の時間における訪問看護の費用
    - ④訪問看護に係る交通費
    - ⑤訪問看護に係る薬剤代、衛生材料及び治療材料代
  - (5)成人用おむつの購入費 → 証明が必要
  - (6)慢性疾患の予防とともに、医師の指導に基づいて行った温泉利用型健康増進施設  
→ 証明が必要
- 2 対象とならない医療費（訪問看護）
  - (1)衣類代、食品代
  - (2)介護費用…車椅子、特殊寝台、エアマット、マットレス他
  - (3)家事援助…買物、掃除、洗濯等
- 3 誰の医療費控除として控除できるか？
  - (1)お年寄り自身の所得より控除
  - (2)お年寄りと☆生計を一にする親族の所得より控除  
→ 自宅で療養している人のみならず、老人ホーム等に入所している場合でも医療費控除はOK  
☆生計を一にするとは…
    - ①日常同一家屋に生活を共にしている場合
    - ②日常同一家屋に生活していなくても、休日等に帰って来て生活を共にしていて、かつ、生活費等の送金がされている場合